一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会(AiA)の福利厚生制度のご案内です。

A i Aグループ保険 < 工式名称: 団体定期保険 > 更新お手続きのご案内

12月に新しい保険年度が始まります。この機会に、お手続きもれがないかご確認いただくとともに、さらなる保障の充実をご検討くださいますよう、お願い申しあげます。

制度の特徴

- ★A i Aの正会員企業のみ加入できます。
- ★A i Aのスケールメリットを活かした

お手頃な保険料で加入できます。

保険金額 100万円の場合 月額保険料は 570円(概算)

- ★正会員企業の弔慰金制度などにご利用ください。
- ★払込保険料は全額損金に算入できます。

※詳細はP2「税法上の取り扱い」をご覧ください。

★医師の診査はなく告知のみで加入手続きができます。

※健康状態によっては加入いただけない場合があります。

★1年ごとの収支計算で剰余金があれば配当金をお支払い

します。

※配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により 毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

★保険金額「100万円」から加入できます!

更新手続の期間

2025年10月1日(水)~10月24日(金)

書類提出先:AiA事務局

お問い合わせ

〒460-0003 名古屋市中区錦1-4-6 大樹生命名古屋ビル4階

大樹生命保険株式会社 東海法人営業部(担当:望月)

[TEL] 052-211-5183 [E-Mail] Masaru Mochizuki@taiju-life.co.jp

一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会(AiA)

加入資格

- ◆ 一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会の正会員企業に勤務する役員および従業員
 - ※ 申込日現在、健康で正常に勤務している方。
 - ※ 新規加入は責任開始期(2025年12月1日)現在満15歳以上65歳6ヶ月以下 〈昭和35(1960)年6月2日~平成22(2010)年12月1日生まれ〉の方。
 - ※ 責任開始期(2025年12月1日)現在70歳6ヶ月以下<昭和30(1955)年6月2日以降生まれ>の方は継続加入が可能です。
 - ※ 責任開始期(2025年12月1日)現在65歳6ヶ月を超える方は増額できません。
 - ※ 当協会を脱会または正会員企業を退職(死亡・高度障がい含む)した場合には、当制度から脱退していただきます。 脱退した場合には保障はなくなりますが、保険料払込期間中は保障が継続されます。
 - ※一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たす限り同額以下の保障額で継続できます。
- ◆ 原則として、加入資格を有する**所属員全員**の加入が必要です。
 - ※ 正会員企業の弔慰金規程等に応じ、加入資格を満たさない方を除外することは可能です。

保障内容

病気・事故に関わらず保障

死亡保険金

保険期間中に死亡した場合にお支払いします。

高度障がい保険金

責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度 障がい状態(注)のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

(注)対象となる高度障がい状態

①両眼の視力を全く永久に失ったもの ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの ③中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ④胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

- ◆死亡保険金・高度障がい保険金が支払われない場合があります。詳細はP2『ご注意事項』をご覧ください。
- ◆死亡保険金・高度障がい保険金の受取人は、正会員企業(会社)です。死亡保険金受取人の変更はできません。
- ◆死亡保険金のご請求の際には遺族(労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方)の了知 (記名・押印)が必要です。また、高度障がい保険金をご請求の際には加入者本人(被保険者)の了知が必要です。

保険期間

2025年12月1日(責任開始期)~2026年11月30日まで

|⇒ 以後、毎年12月1日から1年ごとの自動更新

保険金額と月額保険料(概算)

全額損金

- ◆保険金額は正会員企業の弔慰金規程等にあわせて、下表の中からお選びください。
- ◆保険料は年齢・性別に関わらず一律です。
- ◆ 保険料は正会員企業(会社)負担です。ご指定の銀行口座より自動引落しとなります。
- ◆ 2025年12月8日(月)から保険料の引落しがスタートします。(以後の引落しは毎月6日(非営業日の場合は翌営業日)です。)

保険金額	100	200	300	400	500	700	800	1,000	1,500
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
月額保険料(概算)	570	1,140	1,710	2,280	2,850	3,990	4,560	5,700	8,550
(似异)	円	円	円	円	円	円	円	円	円

※この表に記載の月額保険料は「概算」保険料です。(2025.12.1~の保険料は、確定しておりません。) 「正規」保険料は申込締切後に算出し、初回の保険料から適用します。 【参考】

今回の募集キャンペーン用に設定した「概算」保険料は、

死亡保険金額100万円あたり:570円

(570円=保険料350円+特別保険料(注) 220円)

2024.12.1~2025.11.30の「正規」保険料

死亡保険金額100万円あたり: 300円

(上記保険料には特別保険料は含まれていません)

(注)特別保険料とは直近2保険年度の保険金の支払い状況により徴収される追加の保険料です。 2025.12.1~2026.11.30は死亡保険金額100万円あたり月額220円が加算されます。

配当金

- ◆1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として還元します。
- ◆配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により毎年変動しますので、 将来のお支払いをお約束するものではありません。

税法上の取り扱い

(注)2025年6月現在の税制に基づいた記載です。

今後税制改正が行われた場合には記載の内容と相違する場合があります。 また、個別の取り扱いについては、税務署等にご確認ください。

◆ 正会員企業(会社)が負担する保険料は全額損金(必要経費)として処理できます。

法人の場合 ⇒ 法人税基本通達第9-3-5

個人事業主の場合 ⇒ 昭和47年所得税個別通達直審3-7

- ◆ 正会員企業(会社)が受け取る保険金は雑収入として処理します。
- ◆ 正会員企業(会社)が遺族に『死亡退職金』として支給する場合、全額損金として処理できます。 この場合、受取人が本人の法定相続人のときは、「500万円×法定相続人数」まで非課税です。

相続税法第3条第1項第2号、第12条第1項第6号

◆正会員企業(会社)が遺族に『弔慰金』として支給する場合、福利厚生費として損金処理できます。

この場合、ご遺族にとって下記の範囲内まで非課税となります。

-業務上死亡の場合 : 死亡時の普通給与(賞与除く)の **3**年分 業務外死亡の場合 : 死亡時の普通給与(賞与除く)の半年分

これを超える部分は『死亡退職金』とみなし、上記に準じて相続税の対象になります。

相続税基本通達第3-20

お申込手続き

手続簡単

- ◆ 申込締切日までに『グループ保険申込書兼告知書』に記入・押印(注)のうえ、AiA事務局までご提出ください。 (注)被保険者となることに同意した全員の記名・押印が必要です。記入見本をご参照ください。
- ◆ ご不明な点は、AiA事務局または下記の保険会社窓口までご照会ください。

ご注意事項

◆ 次の場合には免責または解除等となり、保険金をお支払いできませんので、お申込に際し特にご注意ください。 増額された場合は、増額部分についても適用されます。

【死亡保険金・高度障がい保険金について】

- ①加入(増額)日から1年以内の被保険者の自殺によるとき ②保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき(注) ④被保険者が故意に高度障がい状態になったとき
- ⑤告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ⑥高度障がい保険金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません ⑦保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金の不法取得目的があって保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
- ⑧保険契約者、被保険者または保険金受取人が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (注)該当被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、引受保険会社はその程度に応じ、保険金の全額または削減 した金額をお支払いすることがあります。
- ◆ 個人情報の取り扱いについては次のとおりです。

本保険制度の運営にあたっては、保険契約者(一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会)は申込書類に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等)を本保険制度の事務手続きのため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社(大樹生命保険株式会社)へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、保険契約者に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があり、あるいは、再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

◆ 信用リスクについては次のとおりです。

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。(この制度の引受保険会社は同機構に加入しております。)

【生命保険契約者保護機構】TEL: 03 - 3286 - 2820 HPアドレス: https://www.seihohogo.jp/

制 度 の 運 営

- ◆ 本制度は一般社団法人 愛知県情報サービス産業協会(AiA)と生命保険会社との間で締結された団体定期 保険契約に基づいて運営されています。
- ◆ 当パンフレットは団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項 は保険約款に基づき運営されます。
- ◆ <u>引受保険会社および引受割合(注)</u>は下記のとおりです。

大樹生命保険株式会社【100%】

(注)引受保険会社は各加入者の加入保険金額のうち、その引受割合 に応じて保険契約上の責任を負います。

なお、引受保険会社および引受割合は**2025**年**7**月**1**日現在のものであり今後変更することがあります。

ご意向(ニーズ)確認のお願い

「A i Aグループ保険(団体定期保険)」へのご加入に際しまして、 申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかのご確認をお願いいたします。 以下の「ご確認事項」をご確認のうえ、お手続きください。

ご確認事項

この保険は、死亡または所定の高度障がい状態になった場合の保障を主な目的とする生命保険です。

「特に重要なお知らせ(契約概要)」

「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」

「当パンフレット」

に記載されているこの保険商品の保障内容、保険料、保険期間、保険金額等について申込者さまのご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申し込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の** 抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

金融庁の 公的保険ポータルはこちら



【「障がい」の表記】

当資料では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法令等で定められているものは、「障害」と表記する場合があります。